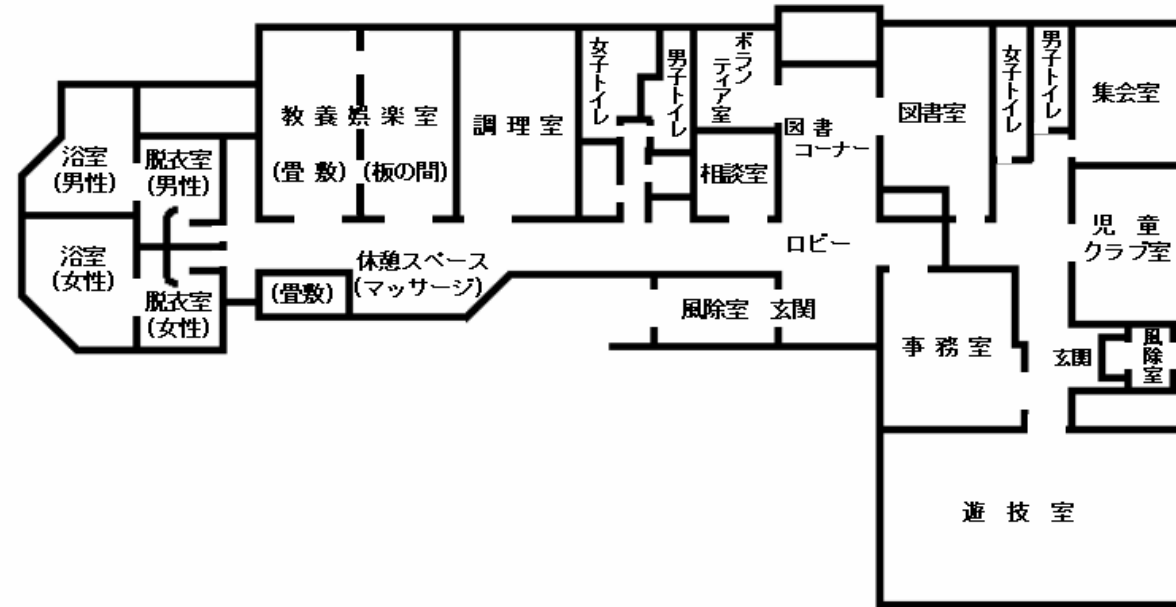


センター・児童館内のご案内



当館は子供から高齢の方まで年齢を問わずご利用いただける施設です。
塩尻市民の皆様にふれあいの場を提供し、自主的な福祉活動等を支援して地域福祉の推進を行っています。

1 休館日および時間

(1) 休館日

- ① 月曜日（その日が祝日の場合は除く）
- ② 祝日の翌日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 開館時間

- ① 午前9時～午後7時
- ② 入浴時間午前10時～午後7時（受付終了：午後6時30分）

2 利用料金

(1) 入浴料

中学生以上 1回300円（6枚つづり1,500円の回数券あり）

(2) その他の施設

無料

連絡先 塩尻市社会福祉協議会
ふれあいセンター洗馬
〒399-6462
塩尻市大字洗馬2713-1
電話 0263-51-5337
FAX 0263-52-8088

3 利用の仕方

(1) 個人で利用される場合

(入浴施設 休憩スペース 湯沸室 図書コーナー ロビー等)

- ① 利用登録 受付で個人利用申込書に記入し登録(中学生以上)、利用者証を発行後利用できます。
- ② 次回より利用者証を提示し利用してください。
- ③ 入浴する場合は券売機にて入浴券を購入してください。
- ④ 図書コーナーの本の貸出しを希望の場合は、受付で貸出簿に記入してください。貸出期間は2週間です。

(2) 団体に利用される場合

(教養娯楽室 調理室 ボランティア室)

- ① 団体利用申込書の提出(事前に利用可能か確認後)
- ② 利用(机等の準備片付けは利用者が行ってください)
- ③ 調理室の使用後は、食器等は決められた方法で片付けてください。
- ④ 掃除等報告書にある項目の実施確認
- ⑤ 利用報告書の提出
- ⑥ バス送迎が必要な団体はご相談ください。

(3) 団体申込方法

- ① 団体利用は利用日5日前までに申請書の提出をお願いします。後日、利用許可証をお渡しします。
- ② 塩尻市、地区・行政区、社協支部・分会、友愛クラブ等福祉関係団体は1月から翌年度の利用申し込みが可能です。
- ③ 塩尻市ボランティアセンターへの登録団体もしくは、公共の福祉の増進に寄与していると塩尻市社会福祉協議会会長(以下会長)が認めた団体は、3か月前から申し込みが可能です。
- ④ その他の団体は利用日の1か月前から申し込みが可能です。
- ⑤ いずれもふれあいセンター洗馬主催の講座、行事が優先されます。

(4) 利用の範囲

- ① 個人
 - ・利用申請書を提出し、利用許可を受けた方。

- ② 団体

- ・塩尻市、地区・行政区、社協支部・分会、友愛クラブ等福祉関係団体
- ・塩尻市ボランティアセンターへの登録団体
- ・公共の福祉の増進に寄与していると会長が認めた団体
- ・文化団体であって他の公共施設の利用ができない団体
- ・その他会長が特に認めた団体

4 センター使用に際してのお願い

- ・個人で利用する場合は利用の都度、利用者証を受付に提示してください。
- ・団体に利用する場合、利用のキャンセルや変更がある場合は、必ず前日までにご連絡ください。
- ・許可を受けた利用目的以外の利用をしないでください。
- ・利用許可を受けた利用場所及び備品以外は、使用しないでください。
- ・利用者の故意または重大な過失により施設及び備品を破損し、または滅失したときはこれを原型に回復すること、または損害の賠償を請求する場合があります。
- ・所定の場所以外での飲食、または火気を使用しないでください。
- ・他の利用者等に迷惑となる行為をしないでください。
- ・ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・全館禁煙です。外の喫煙場所をご利用ください。
- ・駐車場での盗難・トラブル等については個人の責任で処理してください。
- ・ペット(補助犬は除く)の同伴はできません。
- ・管理上必要な指示に従ってください。
- ・爆発物又は鉄砲等の危険物を持ち込むことは禁止です。
- ・許可なく物品の展示販売その他の商行為を行うことはできません。
- ・利用者の遵守事項に反する行為、その他センターの秩序の維持を妨げる行為はしないでください。

次の場合は利用を許可できません。

- ・公の秩序、または善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
- ・施設等を破損、汚損し、または滅失する恐れがあるとき。
- ・その他、利用を不相当と認めるとき。

※偽りその他不正な手段により利用の許可を得たときは利用許可を取り消します。